

別表三の二 「連結特定同族会社の連結留保金額に対する税額の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途等

この明細書は、別表二の「判定結果18」において「特定同族会社」に該当する連結親法人が、法第81条の13第1項(連結特定同族会社の特別税率)の規定により法人税を課される留保金額及び税額を計算する場合に使用します。

ただし、次の(1)に掲げる連結親法人が次の(2)に掲げる連結事業年度において、次の(3)に掲げる書類を連結確定申告書に添付した場合には、法第81条の13第1項の規定は適用されませんので、この明細書の記載は必要ありません。

(1) 連結親法人	(2) 連結事業年度	(3) 添付書類
平成20年改正前の措置法第68条の109第1項(経営革新計画を実施する連結法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用)に規定する連結親法人である特定同族会社で平成20年4月30日前に中小企業新事業活動促進法第9条第1項の承認を受けた中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者に該当するもの	承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施している各連結事業年度	① 中小企業新事業活動促進法に規定する行政庁が承認をした旨を証する書類 ② 承認経営革新計画に従って経営革新のための事業を実施している旨を証する書類 ③ 承認経営革新計画の計画書の写し

(注) 1 上記(3)に掲げる書類については、平成20年改正前の措置法第68条の109第1項(経営革新計画を実施する連結法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用)の規定に係る「経営革新計画を実施する連結親法人である中小企業者に対する特定同族会社の特別税率の不適用制度に関する明細書」を利用してください。

2 中小企業新事業活動促進法第2条第1項に規定する中小企業者とは、次に掲げる業種に属する事業を主たる事業として営むかの区分に応じて、それぞれ次に掲げる資本金の額又は出資の総額の法人及び次に掲げる従業員数(常時使用する従業員の数をいいます。)の法人並びに企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会等をいいます。

業 種	中小企業新事業活動促進法第2条第1項の該当号	資本金の額又は出資の総額	従業員数
イ 製造業、建設業、運輸業その他の業種(ロからトまでの業種を除きます。)	第1号	3億円以下	300人以下
ロ 卸売業	第2号	1億円以下	100人以下
ハ サービス業(ヘ及びトの業種を除きます。)	第3号	5,000万円以下	100人以下
ニ 小売業	第4号	5,000万円以下	50人以下
ホ ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除きます。)	第5号	3億円以下	900人以下
ヘ ソフトウェア業又は情報処理サービス業		3億円以下	300人以下
ト 旅館業		5,000万円以下	200人以下

なお、当期の連結所得の計算に当たって、次に掲げるような益金不算入額又は損金算入額があるため、当期の連結所得の金額が0となる場合であっても、当期の連結留保金額について法第81条の13の規定による連結特定同族会社の特別税率が適用されることがあることに注意してください。

- ① 非適格合併又は非適格分割型分割による移転資産等の譲渡損失額（法81の13②）
- ② 受取配当等の益金不算入額（令第155条の24（連結事業年度において他の連結法人から受ける配当等の額）の配当等の額に係る金額を除く。）（法81の13②）
- ③ 外国子会社等が受ける剰余金の配当等の益金不算入額（法81の13②）
- ④ 法人税額の還付金等（過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。）の益金不算入額（法81の13②）
- ⑤ 繰越連結欠損金の損金算入額（法81の13②）
- ⑥ 分割前事業年度等の欠損金の損金算入額（法81の13②）
- ⑦ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入額（法81の13②）
- ⑧ 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額（措置法68の62④）
- ⑨ 対外船舶運航事業者の日本船舶による収入金額に係る連結所得の損金算入額又は益金算入額（措置法68の62の2）
- ⑩ 沖縄の認定法人の連結所得の特別控除額（措置法68の63⑤）
- ⑪ 収用換地等の場合の連結所得の特別控除額（措置法68の73⑨）
- ⑫ 特定事業の用地買収等の場合の連結所得の特別控除額（措置法68の74⑥、68の75④、68の76③）
- ⑬ 特定外国子会社等、特定外国法人が配当等をした場合の課税済留保金額の損金算入額（平成21年改正前の措置法68の92⑦、68の93の8④）
- ⑭ 特定外国子会社等が受ける剰余金の配当等の益金不算入額（措置法68の92⑨、⑩）
- ⑮ 農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の特別控除額（措置法68の101⑥）
- ⑯ 租税条約に基づく合意があった場合の更正の特例により減額される所得の金額のうち、相手国の居住者に支払われない金額（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律7②）

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「連結留保所得金額 1」	別表四の二「47の②」の金額を記載します。 なお、令第9条の2第1項第3号（連結利益積立金額）に掲げる金額が生じた場合には、その金額をこの欄の上段に内書として記載します。	この場合には、「8」の欄の記載に当たっては、その内書として記載した金額を「1」の金額から減算して計算します。
「連結法人税額6」	別表一の二(一)の「差引法人税額4」＋「リース特別控除取戻税額5」＋「同上に対する税額7」＋「法人税額計10」の外書－「仮装経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額11」－「控除税額の計算」の「計43」により計算した金額を記載します。この場合、この金額がマイナスになるときには、0と記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「適格合併等により増加した連結利益積立金額12」	適格合併、適格分割型分割又は連結完全支配関係を有する他の連結法人の株式の譲渡等により増加した連結利益積立金額を記載します。	
「適格分割型分割等により減少した連結利益積立金額13」	適格分割型分割又は連結完全支配関係を有する他の連結法人の株式の譲渡等により減少した連結利益積立金額を記載します。	
「積立金基準額15」	この金額がマイナスとなる場合には、0 と記載します。 なお、「期末連結利益積立金額14」の金額がマイナス（△）である場合には、「同上の25%相当額10」の金額とそのマイナスの金額との差額に相当する金額を記載します。	例えば、「10」の金額が25,000,000円、「14」の金額が△5,000,000円である場合には、 25,000,000円 －（△5,000,000円）＝ 30,000,000円を「15」に記載します。
「定額基準額2,000万円 × $\frac{\quad}{12}$ 16」	$\frac{\quad}{12}$ の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「課税連結留保金額」の「34」及び「35」	$\frac{\quad}{12}$ の分子には、当期の月数（暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げます。）を記載します。	
「年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額（（33）－（34）又は（1億円 × $\frac{\quad}{12}$ －（34）のいずれか少ない金額）35」	「課税連結留保金額33」の金額が年3,000万円相当額を超える場合に、年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額を記載します。 この場合、その金額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「課税連結留保金額33」で切り捨てた1,000円未満の端数より多いときは、その端数を切り上げた金額を記載します。	

3 根拠条文

法81の13、令155の23～155の25の2、平成20年改正前の措置法68の109、平成20年改正前の措置法規則22の80